

令和2年度市民文教委員会調査報告書

生駒市立幼稚園の預かり保育利用料金の変更について

令和3年3月24日

Ⅰ 調査の概要

(1) 調査の経緯(背景と目的)

市立幼稚園における預かり保育は、教育時間終了後に保護者が就労や就学、家族の入通院、看護、介護、その他保育を必要とする場合に、希望により在園児を預かり、子育てを支援するもので、本市では平成19年度から実施されている。

事業開始から料金の値上げは行わず実施されてきたものの、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに預かり保育が無償化の対象となったことを受け、これまで要綱で定めていた預かり保育料について新たに規則を制定し、標準的な利用で1回(14時から16時まで)300円だった利用料金を、1時間300円とする変更が行われた。当該変更は利用者に大きな影響を与えるものであり、議会にも当該変更に関して市民から多くの声が寄せられた。令和2年2月には預かり保育料を条例で定め、以前の料金に戻すことを求める陳情書が議会に提出され、令和2年3月には預かり保育料の値上げ撤回を求める署名が教育委員会へ提出された。

このことを受け、市民文教委員会(以下「当委員会」と記載)として、預かり保育利用料金の変更理由、料金設定の根拠等について調査を行う必要があると考え、「生駒市立幼稚園預かり保育利用料金の変更について」を調査事項として調査を行った。

(2) 前年度(令和元年度)の調査の経過

令和元年11月に当委員会が開催され、預かり保育利用料金の変更理由、料金設定の根拠等について、担当課から説明を受け、質疑が行われた。また、令和2年3月に再度当委員会で調査が実施され、預かり保育に係る経費と内訳等の資料を基に質疑が行われるとともに、①「値上げの是非」、②「金額の妥当性」、③「条例化について」の3つの論点で自由討議が行われた。自由討議の結果、①「値上げの是非」については、委員の総意として反対。②「金額の妥当性」については、意見は一致せず、他市の状況、特に隣接市の金額を更に調査し、金額だけでなく、金額設定の根拠についても引き続き調査を要する。③「条例化について」は、意見は一致せず、という結果となった。

自由討議の結果を踏まえ、他市事例等について更に調査する必要があるとの意見があり、当委員会で継続して調査が行われることとなった。その後、他市事例(P2※「県内他市及び隣接他市の預かり保育実施状況」参照)の調査が行われるとともに、令和2年4月の委員間での協議の結果、教育委員会で預かり保育実施規則の改正についての協議が継続中であり、協議結果を踏まえての検証が必要であること及び新型コロナウイルスの感染が拡大し、市内の幼稚園、こども園が休園となり、預かり保育が実施されていない状況であり、委員会として今後予定される常任委員会委員の所属変更までに利用状況の調査や保護者意見の聴取等、更なる調査が難しいことから、次期当委員会に調査を申し送ることが決定された。

※県内他市及び隣接他市の預かり保育実施状況（令和2年3月調査時点）

	市町村名	時間	実施曜日	金額	保育料を規定する条例の有無
1	奈良	14時～17時	月～金	300円/日	無（奈良市一時預かりの実施に関する規則）
2	大和高田	14時～16時	月、火、木、金	200円/回	無（大和高田市立幼稚園預かり保育実施規則）
3	大和郡山	14時～16時30分	月、火、木、金	200円/日	有（大和郡山市立幼稚園預かり保育条例）
4	天理	14時～16時	火、木、金	300円/日	有（天理市立幼稚園預かり保育条例）
5	橿原	14時～16時	①月～金 ②月、火、木、金	①200円/日 ②100円/日	有（橿原市立幼稚園預かり保育条例）
6	桜井	14時～16時	月～金	200円/日	有（桜井市立幼稚園保育料及び預かり保育料条例）
7	五條	14時～15時30分 14時～16時	月～金	無料	無（五條市子どものための教育給付に係る利用者負担に関する規則）
8	御所	実施なし			
9	香芝	14時～16時30分	月、火、木	300円/日	有（香芝市立幼稚園預かり保育条例）
10	葛城	実施せず		400円/日	有（葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例）
11	宇陀	14時～16時	月～金（水は15時30分まで）	250円/日	有（宇陀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例）
12	四條畷	14時～17時	月～金	400円/日	有（四條畷市立認定こども園条例）
13	交野	14時～17時	月～金	400円/回	無（交野市施設型給付費、市立認定こども園保育料等に関する規則）
14	大東	①14時～16時30分 ②14時～18時	月～金	①200円/日 ②400円/日	有（大東市立幼稚園条例）
15	東大阪	①14時～16時 ②14時～17時	月、火、木、金のうち 週3日	①300円/日 ②400円/日	無（東大阪市の立幼稚園型預かり保育実施要綱、東大阪市の認定こども園幼稚園型預かり保育事業実施要綱）

(3) 今年度（令和2年度）の調査の経過

令和2年4月に、預かり保育利用料金変更後の利用実態についての調査結果、市民からの意見及び議会での意見を踏まえ、預かり保育実施規則の改正が行われた。改正内容はパートタイム労働など短時間の勤労形態においても預かり保育を1時間150円で利用できる要件の設定、きょうだいで利用する際の多子減免の設定、水曜日の保育実施、長期休業中の保育料の月額設定である。

また、令和2年6月定例会に、預かり保育料を条例化し、保育料を1時間150円に変更する議案「生駒市立幼稚園預かり保育条例の制定について」が議員から提案され、当委員会において審査を行った結果、コロナ禍において預かり保育が実施されていない中、4月の規則改正後の利用状況を検証する必要がある等の理由から、賛成少数で否決となり、本会議においても否決となった。当委員会としては、条例の審査結果を踏まえ、4月の規則改正後の利用状況を調査する必要があることから、継続して預かり保育利用料金の変更について調査することを決定した。調査では、夏期休業期間中の預かり保育モデル事業を視察するとともに、教育委員会が実施した預かり保育に関する保護者へのアンケート結果について、担当

課へのヒアリングを行った。また、令和3年3月に行われた預かり保育実施規則の一部改正を受け、3月定例会の当委員会において同規則の改正について説明を受け、質疑を行った。3月定例会での審査を受け、3月24日に再度当委員会を開催し、調査報告書の取りまとめを行った。

調査の経過

日時		議会の動き	教育委員会の動き
令和元年	9月13日		●教育委員会で預かり保育実施規則の制定案可決 ⇒利用料金が標準的な利用で1時間150円から300円に変更となる。
	10月1日		●預かり保育実施規則 施行
	11月18日	●市民文教委員会 ⇒預かり保育利用料金の変更理由、変更内容について説明を受け、質疑を行った。	
令和2年	3月13日	●市民文教委員会 ⇒預かり保育利用料金の変更について再度説明を受け、質疑を行うとともに、委員間で自由討議を実施。	
	4月16日		●教育委員会で預かり保育実施規則の改正案可決 ⇒短時間の就労形態においても預かり保育を1時間150円で利用できる要件(準新2号)の設定、多子減免の実施、預かり保育実施日時の拡充(水曜日の保育実施)等の改正が行われる。
	4月17日		●預かり保育実施規則の改正案施行(4月1日に遡って適用)
	6月15日	●市民文教委員会 ⇒議員提出議案第6号 生駒市立幼稚園預かり保育条例の制定について審査⇒否決	
	6月22日	●本会議 ⇒議員提出議案第6号 生駒市立幼稚園預かり保育条例の制定について審議⇒否決	
	8月20日	●壺分幼稚園での夏期休業期間中の預かり保育モデル事業の現地視察	
	12月4日～12月18日		●保護者を対象に預かり保育事業のアンケートを実施
令和3年	2月12日	●市民文教委員会ヒアリング調査 ⇒預かり保育事業アンケート結果についての説明を受け、質疑を行った。	
	3月9日		●教育委員会で預かり保育実施規則の改正案可決 ⇒1時間150円の料金体系とし、1号認定児と新2号認定児について同一料金とする等の改正が行われる。(令和3年4月1日施行)
	3月12日		●教育委員会で預かり保育実施規則の改正案可決 ⇒長期休業期間中の預かり保育の月額設定料金について、半日ごとの設定料金の合算額を一日の料金とする改正が行われる。(令和3年4月1日施行)
	3月16日	●市民文教委員会 ⇒預かり保育実施規則の改正を踏まえ、改正内容の説明を受け、質疑を行った。	
	3月24日	●市民文教委員会 ⇒調査報告書の内容の決定	

2 夏期休業期間中の預かり保育の視察

調査にあたって、預かり保育サービスの拡充のためモデル園（壱分幼稚園）で実施している夏期休業期間中の預かり保育について現地を訪れ視察を行った。

視察先では、まず、夏期休業期間中の預かり保育の利用実績、実施状況、職員体制等について説明を受けるとともに、教室において実際の利用状況を確認し、その後利用している保護者から話を伺った。

●日時

令和2年8月20日（木）午後3時30分～午後4時30分

●調査内容

夏期休業期間中の預かり保育事業について

●調査を踏まえた委員からの意見

実際に利用されている保護者の方から話を伺ったところ、夏期休業期間中の預かり保育がモデル的にとは言え、開始されたことで、短時間の就労等にも対応でき非常に有難いとの声があった。人員体制をどのように確保していくのか、今後の検討事項もあるが、今回のモデル事業の利用人数、効果等を適切に検証し、全市での展開についても検討されたい。



3 ヒアリング調査

市が令和2年12月4日から18日までの期間で、市立幼稚園6園及びこども園2園に通園する園児の保護者721世帯に対し、預かり保育事業についてのアンケート（P5※市が実施した預かり保育事業についてのアンケート結果参照）を行い、アンケート結果が取りまとめられたことを受け、議会としてもアンケート結果についてより詳細な内容を知るため、担当課にヒアリング調査を行った。

調査では、担当課からアンケート結果の説明を受け、質疑を行った。

●日時

令和3年2月12日（金）午前10時～午前11時

●調査内容

生駒市立幼稚園預かり保育事業アンケート結果について

※市が実施した預かり保育事業についてのアンケート結果

1 アンケート実施内容

- ①実施期間：R2年12月4日(金)～12月18日(金)
 ②対象：市立幼稚園6園及びこども園2園に通園する園児の保護者 721世帯（きょうだい68組）
 ③園児数：789人(きょうだい68組)
 (内訳) 1号認定児(幼稚園児) 668人(全体の85%)
 新2号認定児(保護者が就労64時間以上の要件をみたしている) 91人(全体の11%)
 準新2号児(保護者が就労48時間以上64時間) 30人(全体の4%)
 ④回答率：約83%（789人中654人が回答）
 (内訳) 1号認定児 555人 約83%
 新2号認定児 76人 約83.5%
 準新2号児 23人 約76.6%

2 預かり保育事業アンケート結果

問1. お子さんが通われている園は

学年	A.幼稚園			B.こども園(1号認定児)		
	園児数(人)	提出人数(人)	回答率(%)	園児数(人)	提出人数(人)	回答率(%)
年少	158	122	77.7	71	63	91.5
年中	200	164	82	75	68	90.6
年長	226	192	85	59	45	76.2
合計	584	478	81.5	205	176	86.8

問2. お子さんの学年は

学年	園児数(人)	提出人数(人)	回答率(%)
年少	229	185	80.8
年中	275	232	84.3
年長	285	237	83.2
合計	789	654	83

問3. 利用枠は

	1号園児数	A.1号提出	新2号園児数	B.新2号提出	準新2号園児数	C.準新2号提出
年少	206	168	18	13	5	4
年中	233	197	31	25	11	10
年長	229	190	42	38	14	9
合計	668	555	91	76	30	23

問4. 利用について

	A.よく利用した	B.利用した	C.あまり利用しなかった	D.利用しなかった	未回答
年少	12	29	33	111	0
年中	24	40	60	107	1
年長	40	52	62	83	0
合計	76	121	155	301	1

問5. 利用理由について（複数回答可）

	A.仕事	B.介護	C.就学	D.求職活動	E.通院	F.家の用事	G.自分の時間	H.きょうだいの習い事
年少	21	2	0	3	8	25	20	1
年中	40	5	1	1	11	38	42	9
年長	63	2	0	3	15	66	49	5
合計	124	9	1	7	34	129	111	15
	I.子どもの希望	J.その他						
年少	16	13						
年中	25	22						
年長	43	13						
合計	84	48						

問.6 令和2年度のサービスの拡充利用状況について（複数回答可）

	A.準新2号	B.きょうだい減免	C.水曜日	未回答
年少	5	17	21	0
年中	13	7	30	1
年長	8	25	48	1
合計	26	49	99	2

問.7 お子さんは預かり保育を楽しんでいると思うか

	A.そう思う	B.どちらでもない	C.そう思わない	
年少	56	16	2	
年中	93	26	10	
年長	127	23	3	※利用なしの人が4人回答
合計	276	65	15	

問8 利用しなかった理由(問4. D.利用しなかったと答えた方が回答)（複数回答可）

	A.必要なし	B.預かってくれる人がいる	C.時間枠があわない	D.料金高い	E.その他
年少	74	27	7	41	10
年中	63	28	4	46	10
年長	63	19	3	43	4
合計	200	74	14	130	24

問.9 認定による料金の違いについてどう思うか

	A.現行	B.みんな同じ	未回答
年少	76	105	4
年中	82	141	9
年長	101	133	3
合計	259	379	16

問10.料金設定の枠はどれが適当だと思うか

	A.1時間	B.時間	C.1日	未回答
年少	121	49	14	1
年中	166	39	25	2
年長	158	55	21	3
合計	445	143	60	6

問11事業として、適正な料金設定についてどう思うか

A;1時間単位の方（問10. A.1時間単位と答えた方が回答）

	A.301円以上	B.300円	C.300円未満	未回答	具体的な金額例: (C.300円未満と答えた方が回答)				
年少	0	51	71	0	100	100~150	150	200	250
年中	0	48	117	1	27	5	108	53	9
年長	0	62	95	1					
合計	0	161	283	2	※2個回答している人1人(少)				

B 時間単位の方（問10.B.時間単位と答えた方が回答）

	A.①301円以上 ②601円以上	B.①300円 ②600円	C.①300円未満 ②600円未満	①	具体的な金額例: (C.①300円未満 ②600円未満と答えた方が回答)			
					100	150	200	300
年少	3	38	8	4	2	12	7	
年中	0	29	10	②				
年長	2	39	14		200	300	400	500
合計	5	106	32		2	5	8	11

C:1日単位の方(問10. C.1日単位と答えた方が回答)

	A.451円以上	B.450円	C.450円未満	具体的な金額例: (C.450円未満と答えた方が回答)				
年少	1	9	4	0	250	300	400	未記入
年中	1	6	18	1	2	13	1	2
年長	1	8	12					
合計	3	23	34					

問.12 16:30以降の利用希望はあるか

	A.希望する	B.希望しない	未回答
年少	62	123	0
年中	87	144	1
年長	79	155	3
合計	228	422	4

問.13 夏休み預かり保育の実施を希望するか

	A.希望する	B.希望しない	未回答
年少	139	46	0
年中	184	47	1
年長	167	68	2
合計	490	161	3

問.14 預かり保育の実施を希望するか

	A.希望する	B.希望しない	未回答
年少	164	21	0
年中	215	15	2
年長	206	29	2
合計	585	65	4

4 預かり保育実施規則の一部改正についての調査

令和3年3月9日及び3月12日に教育委員会が開催され、「現行1時間300円の利用料金を1時間150円に変更する」「1号認定児と新2号認定児について同一料金とする（準新2号の廃止）」等を改正する預かり保育実施規則の一部改正案が可決されたことを受け、3月16日の当委員会において改正目的、改正の背景となる社会情勢の変化及び改正内容等について説明を受け、質疑を行った。

●日時

令和3年3月16日（火）午前10時～

●調査内容

生駒市立幼稚園預かり保育利用料金の変更について

5 調査を踏まえての委員意見

（1）預かり保育料変更についての評価

- 令和3年3月に可決された教育委員会規則の改正について、改正内容は、令和元年10月に預かり保育料を約2倍に値上げした以前の状況にほぼ戻っており、保護者の負担軽減が図られ、要望に沿うものであり、評価できる。
- 3月16日の当委員会で報告された料金改定については、多くの保護者が希望する料金の引き下げ及び保護者向けアンケートの結果を受けての対応もなされており、十分評価できる。
- 令和元年10月の値上げ前の水準に戻ったことは評価できる。
- 今回、保護者へのアンケート結果を踏まえ規則改正が行われたことは評価するが、それであるなら令和元年10月の値上げの際にも保護者に聞くべきであったと考える。

（2）条例化に関する意見

- 預かり保育料の規定の条例化については、今回の規則改正により、昨年6月議会において、条例化により達成しようとした内容は、ほぼ達成されたと言え、現時点において、条例化することは必ずしも必要ではないと考える。
- 定期的な調査、検証が必要であると考え。それらの結果を踏まえ、保護者が預けやすく利用しやすいようにすることや、幼稚園職員等預かり保育に携わる方々の負担軽減や財政面も考慮の上、更新が必要となった時は速やかに規則改正すべきと考える。
- 当面、今回の規則改正（料金改定）による推移を見守りたいが、コロナ禍の影響等により

更なる景気の悪化等の際には、一時的な料金減免など適切な措置を講じられるよう要望する。

- コロナ禍における保護者負担を改正理由にあげていることから、コロナが収束した際には引下げの前提がなくなったとして再度値上げをすることも考えられる。この点、委員会審査では否定されなかった。したがって、その場合は、市民負担のチェックをする議会としては、条例により定めることをすべきであると考ええる。
- 保育料の値下げをコロナ禍を理由にすると、コロナ収束後のことを考えざるを得ない。また料金に動きがあるようなことがあると、条例化も視野に入れていかなければいけないと考える。

(3) 新型コロナ禍との関連について

- 「コロナ禍における子育て世帯への経済的支援の必要性」を改正理由としているが、①コロナが収束したらまた値上げするのか②「経済的支援の必要性」を今頃認識したのか③保護者へのコロナ禍の「影響が、今後、顕在化することが予想される」といった「今後」の話であるとの認識であること、が問題である。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響ということで、今回の預かり保育の料金を見直す必要があることになっている。これまで令和元年10月の値上げに関して教育委員会に対して、値上げ撤回を求める署名が提出されるなど市民から動きはあったが、今回の値下げに関してそれらとの関連が理解できない。

(4) 事務負担について

- 時間単位にしたことで、10円単位の料金設定になってしまった。これまでも現場の事務の煩雑さということは言われていたので危惧するところである。
- ニーズ調査をし、1時間単位になったが、アンケートはあくまでニーズの調査であって、そのニーズを踏まえ市の事務などのことも考え総合的に判断すべきであったと考える。

(5) 今後の対応について

- 今後も預かり保育料改定の際には事前に保護者意見を聴取し、それに十分配慮するとともに、改定後は速やかに議会への報告を行い、保護者、関係者のみならず、市民全体の理解を得られるよう努めてほしい。

(6) その他

- 夏休み期間に預かり保育がなければ、親が働いている家庭で幼稚園に通わせるのは、祖父母と同居でもしていないかぎり難しくなる。預かり保育で今回夏休み期間も預かってもらえるようになり、ありがたいという声を聞いている。

【文部科学省の令和元年度調査】

令和元年度、預かり保育を実施している幼稚園は全体の 87.8%。(公立:70.5%、私立:96.9%)

◎長期休業期間中の実施状況(平成 30 年度)

夏季、冬季及び春季休業日の全てで実施

公立幼稚園 52.0%(1,170 園)、私立幼稚園 75.6%(4,421 園)、幼稚園合計 69.1%(5,591 園)

※預かり保育を実施している幼稚園の、平成30年度における長期休業期間中の預かり保育の実施状況 母数:長期休業期間中に預かり保育を実施している園の総数(無回答園を除く)(公立:1,497 園、私立:5,373 園、合計:6,871 園)

- 預かり保育は通常の保育のある期間だけでなく、夏休み、春休みなどの長期休暇にも行われることが多くなってきている。預かり保育を実施している園の7割程度が、夏、冬、春の長期休暇の間の預かり保育を実施している。
- 公立幼稚園でも長期休暇期間中の預かり保育を実施しているところは全国的に増えている。本市でも、冬休み、春休みについての預かり保育の実施を検討してもらいたい。
- 働く親が増加しているので、市立幼稚園が預かり保育を実施していることはとても助かっていると考えますが、反面現場の方々がコロナ禍の影響で消毒の作業や感染への不安で精神的、肉体的に過重な労働を負担していることにも着目しなければならない。あまりにも子どもの状態を観察する余裕がないと大変なことになると危惧している。

生駒市議会市民文教委員会

委員長	成田智樹	副委員長	中嶋宏明
委員	福中真美	委員	浜田佳資
委員	改正大祐	委員	上村京子